

添 付 書 類

1. 平成13年度 事業報告書

独立行政法人 電子航法研究所

目 次

I. 事業の概要

- 1. 研究所の目的と業務..... 2
- 2. 法人の沿革等..... 2
- 3. 事務所..... 3
- 4. 資本金..... 3

II. 組織・定員

- 1. 組織図..... 4
- 2. 役員..... 4
- 3. 職員..... 4

III. 事業の実施状況

- 1. 事業の実施状況..... 5
- 2. 借入金..... 5

IV. 業務運営に関する事項

- 1. 施設及び設備に関する事項..... 5

独立行政法人電子航法研究所 事業報告書

I. 事業の概要

1. 研究所の目的と業務

(1) 目的

独立行政法人電子航法研究所（以下「研究所」という。）は、電子航法（電子技術を利用した航法をいう。以下同じ。）に関する試験、調査、研究及び開発等を行うことにより、交通の安全の確保とその円滑化を図ることを目的とする。（独立行政法人電子航法研究所法（以下「研究所法」という。）第三条）

(2) 業務の範囲

研究所は第三条の目的を達成するため、次の業務を行う。

- 一 電子航法に関する試験、調査、研究及び開発を行うこと。
- 二 前号に掲げる業務に係る成果を普及すること。
- 三 電子航法に関する情報を収集し、整理し、及び提供すること。
- 四 前三号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。（研究所法第十条）

2. 法人の沿革等

(1) 沿革

- 昭和 36 年 4 月 運輸技術研究所航空部に電子航法研究室設置。
- 昭和 38 年 4 月 運輸技術研究所改組，船舶技術研究所電子航法部となる。
- 昭和 42 年 7 月 電子航法研究所設立。総務課，企画調査室，電子航法部，衛星航法部を設置。
- 昭和 45 年 4 月 電子航法部を廃止，電子航法開発部と電子航法評価部を設置。
- 昭和 47 年 5 月 企画調査室を廃止，研究企画官を設置。
- 昭和 51 年 5 月 空港整備特別会計を導入。
- 昭和 51 年 10 月 岩沼市に岩沼分室を設置。
- 昭和 53 年 10 月 航空施設部を設置。
- 平成 13 年 1 月 中央省庁等改革により、国土交通省電子航法研究所となる。
- 平成 13 年 4 月 独立行政法人電子航法研究所となる。

(2) 根拠法令

独立行政法人電子航法研究所法（平成 11 年法律第 210 号）

(3) 主務官庁及び主務大臣

主務官庁：国土交通省

主務大臣：国土交通大臣（研究所法第十三条）

3. 事務所

(1) 本所

〒182-0012 東京都調布市深大寺東町7丁目4番地23

(2) 分室

〒989-2421 宮城県岩沼市下野郷字北長沼4 (研究所法第五条)

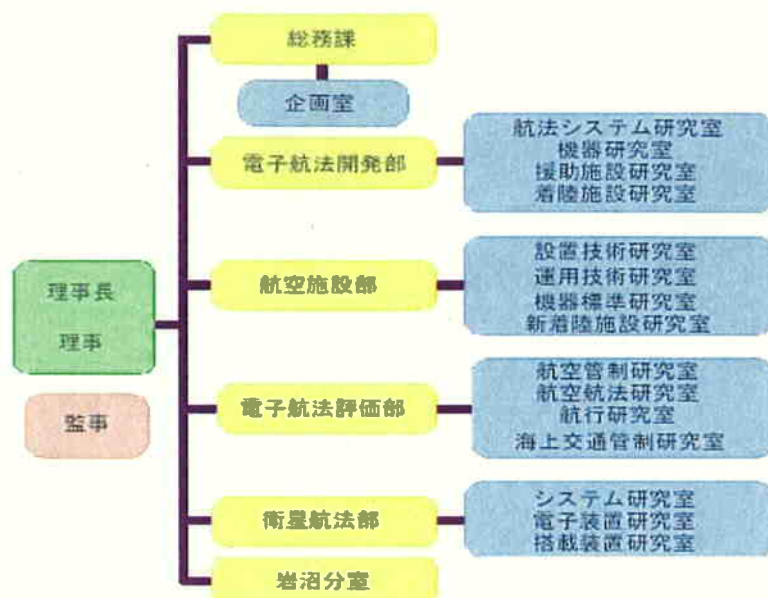
4. 資本金

政府出資金 一般勘定 : 3,282,822,581 円

空港整備勘定 : 975,589,971 円 (研究所法第六条第一項)

Ⅱ．組織・定員

1．組織図



2．役員

(1) 定数

理事長 1 人，理事 1 人，監事 2 人（研究所法第七条）

(2) 氏名，役職，任期及び経歴

役 職	氏 名	任 期	前 歴
理事長	大沼 正彦	H13.4.1～H15.3.31	国土交通省電子航法研究所長
理事	岡田 和男	H13.4.1～H15.3.31	外務省在カナダ日本国大使館公使
監事	石井 隆樹	H13.4.1～H15.3.31	全日本空輸(株)整備本部技術部主席部員
監事(非常勤)	相原 康彦	H13.4.1～H15.3.31	国土交通省航空事故調査委員会委員長

3．職員

事務職 15 人，研究職 49 人

Ⅲ. 事業の実施状況

1. 事業の実施状況

平成 13 年度における電子航法研究所の事業の実施額（人件費を除く直接経費）は、次のとおりである。

（1）重点研究

- ①新しい通信技術に関する研究開発……………3 件
 - ②新しい航法システムに関する研究開発……………4 件
 - ③新しい監視システムに関する研究開発……………3 件
 - ④新しい航空交通管理に関する研究開発……………3 件
- 以上 13 件 613, 813, 934 円

（2）基盤的研究

平成 13 年度は基盤的研究を 14 件実施し、研究総額は、27, 471, 727 円であった。

（3）受託業務

平成 13 年度は受託業務を 13 件実施し、受託収入額は、158, 850, 969 円であった。

2. 借入金

事業運営に必要な資金は国からの運営費交付金で賄われているため、長期、短期ともに該当なし。

Ⅳ. 業務運営に関する事項

1. 施設及び設備に関する事項

平成 13 年度において、施設整備費補助金を財源として所内設備の整備を行った。

（1）電磁環境研究施設整備

電波無響室の高度化に伴い、ニーズに即したより高度な実験が行えるようになり、今後の研究成果の、向上が期待される。

（2）管理施設整備

構内給水管の更新により、恒常していた補修の必要が無くなり、経費の削減が見込まれる。また、水質汚染等安全衛生の問題も解消される。